平成２９年（フ）第４０７号
札幌市北区北７条西６丁目２番地27　ストライプ札幌809号
債務者　安部亜理沙
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３９号
札幌市白石区栄通16丁目３番10号　東栄マンション203号
債務者　坂本　一義
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
釧路市大楽毛２丁目１番20号
債務者　鈴木　理恵
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３３号
釧路市春採２丁目４番15号　パルフェ203
債務者　伊藤　直樹
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３号
岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第20地割30番地２
債務者　倉口　昭彦
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第７号
岩手県久慈市小久慈町第34地割８番地　さいわい団地１号棟４号室
債務者　安田喜代美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第８号
岩手県二戸市福岡字長嶺113番地３　三葉荘７号
債務者　荒木田真紀子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第４０号
群馬県安中市原市１丁目２番２号
債務者　高澤　恒男
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４１号
群馬県高崎市江木町1720番地１　ブルーノハイツ106号
債務者　柳　　友紀（旧姓佐藤・中曽根）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４２号
群馬県安中市安中1741番地２　ドリームＲ．Ｕ103号室
債務者　浅川　高明
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２４９号
埼玉県戸田市本町１丁目１番６号　いずみ荘202号室
債務者　藤原　則彦
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
埼玉県草加市原町１丁目13番３－204号
債務者　愛甲豊こと　王　　云峰
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
埼玉県越谷市北越谷３丁目８番24号　ＳＳＳ越谷寮、旧住所埼玉県春日部市谷原３丁目12番地20　Ｅ・Ｆ・Ｇ・春日部寮
債務者　甲谷　公人
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６１号
埼玉県入間市宮寺148番地14　グリーンハイムＢ102、前住所埼玉県入間市宮寺256番地５
債務者　天野　眞弓
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１号
埼玉県入間郡毛呂山町中央３丁目21番地22
債務者　藤村ひろ美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７２号
相模原市中央区上溝2039番地24レオパレス上溝第２－104
債務者　小野　　直
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４９号
静岡県駿東郡長泉町下土狩666番地の28　カーサエルハーデン205号、前住所静岡県駿東郡長泉町桜堤１丁目７番９－204号　フレシール桜堤
債務者　山本かおり
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係